

静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学の、キャリア・サポートセンター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、静岡県立農林環境専門職大学（以下「専門職大」という。）及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下「短大部」という。）の学生のキャリア形成を支援するための事業（以下「キャリア支援」という。）を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア支援(キャリア教育を含む。)に関すること。
- (2) 就職支援に関すること。
- (3) 学生の自主的取組への支援・連携に関すること。
- (4) 卒業生及び修了生との連携に関すること。
- (5) キャリア教育及び就職支援の研究（進路報告及び進路統計の管理又は分析を含む。）に関すること。
- (6) その他キャリア・サポートセンターの目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センターに次の職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 相談員

2 室長は学生課長をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 センターの実務的運営を円滑にするため、キャリア・サポートセンター運営委員会を置く。運営委員会に関する事項は、別に定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。